共 同 研 究 契 約 書

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １.甲 | 国立大学法人滋賀医科大学 | | | | | | | | | | |
| ２.乙 |  | | | | | | | | | | |
| ３.研究題目 |  | | | | | | | | | | |
| ４.研究目的及び内容 |  | | | | | | | | | | |
| ５.研究分担  （注１.２） | 区分 | 氏名 | | 所属 | | | | | 本研究における役割 | | |
| 甲 |  | |  | | | | |  | | |
|  | |  | | | | |  | | |
|  | |  | | | | |  | | |
| 乙 |  | |  | | | | |  | | |
|  | |  | | | | |  | | |
|  | |  | | | | |  | | |
| ６.研究期間 | | 令和〇年〇〇月○○日から令和〇年〇〇月○○日まで（第３条） | | | | | | | | | |
| ７.研究実施場所 | | 甲：滋賀医科大学 | | | | | | | | | |
| 乙： | | | | | | | | | |
| ８.研究経費（消費税額及び地方消費税額を含む） | | 直接経費 | | | | | | 1. 間接経費   (直接経費の30％) | | | 1. 研究料 |
| 1. 研究経費 | | | | 1. 研究担当人件費(アワーレート分) | |
| 円 | | | | 円 | | 円 | | | 円  （420,000円/年×〇人） |
| 合計（①+②+③+④） | | | | 円 | | | | | |
| ９.施設及び設備の提供 | | 提供する乙の設備 | | | | | | | | 設置する  甲の施設の名称 | |
| 名称 | | | 規格 | | 数量 | | |
|  | | |  | |  | | |  | |
|  | | |  | |  | | |  | |
| 10.秘密保持義務の有効期間 | | | 本共同研究期間中及び研究完了後又は研究中止後３年間（第14条） | | | | | | | | |
| 11.ノウハウの秘匿期間 | | | 本共同研究期間中及び本共同研究完了の翌日から起算して３年間（第18条） | | | | | | | | |
| 12.研究成果公表の通知義務期間 | | | 本共同研究期間中及び本共同研究完了の翌日から起算して３年間（第16条） | | | | | | | | |

（注１）研究代表者には，氏名の後ろに※印を付すこと。

（注２）民間等共同研究員には，氏名の後ろに◎印を付すこと。

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は，上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究）という。）を実施するにつき，次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　本契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲，乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長　　○　○　○　○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職位　　〇　〇　〇　〇　　　印

（定義）

第１条　本契約書において，次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

1. 「研究成果」とは，本共同研究の過程において得られた発明，考案，意匠，著作物，ノウハウ，成果有体物等を含む一切の技術的成果をいう。
2. 「知的財産権」とは，次に掲げるものをいう。
3. 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権，実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権，意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権，商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権，半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権，種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
4. 特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利，意匠法に規定する意匠登録を受ける権利，商標法に規定する商標登録出願により生じた権利，半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利，種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記各権利に相当する権利
5. 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利に相当する権利
6. 秘匿することが可能な技術情報であって，かつ，財産的価値のあるものの中から，甲乙協議の上，第18条の規定に基づき書面により特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２　「成果有体物」とは，本共同研究の結果又はその過程において作成された材料，試薬又は試料(遺伝子，細胞，微生物，

材料，土壌，岩石，植物等を含む)，実験動物，実験装置，試作品，モデル品，化学物質，菌株等，研究目的に使用可能で，

有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。

３　「発明等」とは，特許権の対象となるものについては発明，実用新案権の対象となるものについては考案，意匠権，商標

権，回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作，育成者権の対象となるものについては

育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出という。

４　第20条，第21条及び第22条における「実施」とは，特許法第２条第３項に規定する行為，実用新案法第２条第３項に規定

する行為，意匠法第２条第２項に規定する行為，商標法第２条第３項に規定する行為，半導体集積回路の回路配置に関す

る法律第２条第３項に規定する行為，種苗法第２条第５項に規定する行為，著作権法第21条，第23条，第26条から第28条に

規定する権利を行使する行為，並びにノウハウの使用をいう。

５　「出願等」とは，特許など産業財産権については出願，回路配置利用権については設定登録の申請，育成者権については

品種登録の出願，著作権については著作物及び著作権の登録，並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請，出

願（仮出願を含む）等をいう。

６　「研究担当者」とは，本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の表記契約項目表５に掲げる者及び本契約第４条

第３項に該当する者をいう。なお，「研究代表者」とは，甲の研究担当者のうち，本共同研究を統括する者をいう。また，

「研究協力者」とは，第５条第１項に該当する者であって，本共同研究に協力する者をいう。

７　「乙の関連会社」とは，乙との間で会社法（平成17年法律第86号）上の親会社又は子会社の関係にある者をいう。

（共同研究の題目等）

第２条　本共同研究の題目等は表記契約項目表に記載のとおりとする。

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は表記契約項目表６に記載のとおりとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は，それぞれ表記契約項目表５に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は，乙の研究担当者及び次条に規定する研究協力者のうち，表記契約項目表７に記載の甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は，甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

４　乙は，自己の研究担当者又は研究協力者が，甲の設備等を使用するとき，甲の指示及び規程・規則に従うために必要な措置をとらなければならない。また乙は，乙の研究担当者又は研究協力者が派遣先の甲の施設において事故や災害に遭遇したときは，事後の対応及び調査について，甲に協力するものとする。

５　甲及び乙は，自己の研究担当者及び研究協力者に対して本契約を遵守させるための措置をとるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第５条　甲乙のいずれかが，共同研究遂行上，研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合，相手方の同意を得た上で，当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　研究協力者が本共同研究の結果，発明等を行った場合は，本共同研究への参加を求めた当事者の研究担当者として扱い，第17条の規定を準用するものとする。

（本共同研究の分担，第三者への委託の制限）

第６条　甲及び乙は，表記契約項目表５に規定する担当業務を自らの責任において遂行する。

２　甲及び乙は，相手方の事前の書面による同意を得ることなく，自己の担当業務（双方が担当している場合を含む）の全部又は一部を，研究協力者以外の第三者に委託してはならない。

（研究経費の負担）

第７条　乙は，本共同研究遂行のために，表記契約項目表８に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の支払）

第８条　乙は，表記契約項目表８に掲げる研究経費を甲の発する請求書により，当該請求書に規定する支払期限までに支払わなければならない。

２　乙は所定の支払期限までに前項の乙に係る研究経費を支払わないときは，支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ，民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条で規定する法定利率の割合による延滞金を付加して支払わなければならない。

（経理）

第９条　前条の研究経費の経理は甲が行う。乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合，これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第10条　表記契約項目表８に掲げる研究経費により取得した設備等は，甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第11条　甲は，甲に係る施設，及び当該施設における設備を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は，本共同研究の用に供するため，乙から表記契約項目表９に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ，共同で使用するものとする。なお，甲は乙から受け入れた設備について，その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は，乙の負担とする。

４　乙は第２項により甲の施設内に持ち込んだ設備等の管理については，甲の規程・規則に従わなければならない。

（研究の中止又は期間の延長若しくは短縮等）

第12条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるとき，又は研究担当者の休業・転出等により本共同研究の続行が困難になったときは，甲乙協議の上，本共同研究を中止し，又は研究期間を延長若しくは短縮等することができる。この場合において，甲又は乙はその責を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費の取扱い）

第13条　本共同研究を完了し，又は前条の規定により，本共同研究を中止し，若しくは乙の責に起因する事由に基づく場合を除く契約の解約又は解除により研究が中止された場合において，第８条第１項の規定により支払われた研究経費（研究担当人件費及び間接経費を除く。）の額に不用が生じた場合は，乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合，これに応じなければならない。

２　甲は，研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には，直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において，乙は甲と協議の上，不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は，相手方から開示された次の各号のいずれかに該当する情報（物を含む。以下「秘密情報」という。）を

秘密として扱い，相手方の書面による事前の同意なしに，それらを第三者に提供，開示又は漏洩せず，本共同研究の目的の

ため以外に使用しないものとする。秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい，開示される当事者を「受領者」とい

う。

1. 秘密である旨の表示が付された書面等の有体物により開示された情報
2. 電子メール等のネットワーク通信又は電磁的・光学的記憶媒体等の媒体により開示された情報であって，当該情報を表示又は印刷する際に秘密である旨が明示される情報
3. 口頭等の聴覚的方法又は視覚的方法により開示された情報であって，開示の際に開示者から受領者へ秘密である旨が明示され，かつ，開示後20日以内に当該情報を特定できるような要旨及び秘密である旨が記載された書面が開示者から受領者に提出された情報
4. 秘密である旨の表示ができない試料等の有体物により開示された情報であって，開示の際の送り状等の添付書面に秘密である旨の表示がされた情報

２　前項の情報のうち次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。

1. 開示者からの開示の際に既に公知の情報又は開示者からの開示後に受領者の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
2. 受領者が正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したことを立証できる情報
3. 開示者からの開示の際に，受領者が既に保有していたことを立証できる情報
4. 開示者から開示された情報によらないで，受領者が独自に開発したことを立証できる情報
5. 秘密情報としての扱いが不要となった旨の開示者からの表明を書面により確認した情報

３ 相手方の秘密情報を保有する当事者は，法令，条例若しくは規則又は公的機関の命令等に基づき，開示又は公開（以下「開示等」という。）を義務付けられた場合には，第１項の規定にかかわらず，必要かつ相当な範囲で当該秘密情報について開示等を行うことができる。ただし，当該開示等の事実及び内容を速やかに相手方に通知するものとする。なお，開示等の後も受領者の秘密保持義務は消滅しない。

４ 前三項の規定は，本契約終了日後も，表記契約項目表10に記載の期間有効に存続するものとする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができるものとする。

（実績報告書の作成）

第15条　甲及び乙は，本共同研究完了の翌日から30日以内に，双方協力して研究成果を報告書として取り纏めるものとする。

（研究成果の公表）

第16条　甲又は乙は，研究成果について，公表（開示の形式を問わず第三者への開示を含む）しようとするときは，研究成果

の公表を行おうとする日の20日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また，公表を行おうとする

甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は，相手方の事前の書面による了解を得た上で，その内容が本共同研究の結

果得られたものであることを明示することができる。

２ 前項の規定は，本契約終了日後も，表記契約項目表12に記載の期間（以下「通知義務期間」という。）有効に存続するも

のとする。本通知義務期間終了後は，第14条及び本条第５項の規定を遵守した上で，公表希望当事者は相手方に通知する

ことなく研究成果を公表できるものとする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができるものと

する。

３　本条第１項の通知を受けた相手方は，本条第５項各号のいずれかに該当するとき，又は公表により将来期待される利益を

損なう恐れがあると判断するときは，当該通知受理後10日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知

するものとし，公表希望当事者は，相手方と十分な協議をしなくてはならない。

４　本条第１項により通知した相手方から，当該通知の到達後15日以内に応答が無い場合は，公表に同意したものとみなされるものとする。

５　甲及び乙は，研究成果のうち，次の各号に該当するときは，相手方の書面による事前の同意なく，公表してはならない。

ただし，相手方は，正当な理由なく，かかる同意を拒んではならない。

1. 第17条第２項第１号により相手方単独所有となる知的財産権の内容及び同項第４号により相手方単独所有となる成果有体物
2. 第17条第２項第２号により甲乙の共有となるが出願等を行っていない知的財産権の内容
3. ノウハウ
4. 相手方の秘密情報

（研究成果に係る権利の帰属）

第17条　甲及び乙は，研究成果として発明等又は成果有体物が得られた場合には，速やかに相手方に通知しなければならない。

２　発明等又は成果有体物に係る権利は，以下の規定に従い甲又は乙に帰属するものとする。

1. 甲の研究担当者又は乙の研究担当者が本共同研究の過程で得た発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）の内，単独でなしたものは，甲，乙，それぞれの単独所有とする。
2. 甲の研究担当者及び乙の研究担当者が共同で得た発明等に係る本知的財産権は，甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議の上決定された持分において甲と乙が共有するものとする。なお，ここでいう貢献度とは，発明等をなした甲乙の研究担当者の貢献度（発明等に寄与した秘密情報の貢献度を含む）を指すものとする。
3. 前二号の規定にかかわらず，研究成果として得られたプログラム等に関する著作権の取扱は，別途，甲乙協議の上決定するものとする。
4. 成果有体物の帰属は，甲又は乙が自己の設備等により単独で作成した成果有体物に係るものは原則として甲乙それぞれの単独所有とし，甲及び乙が共同で作成した成果有体物に係るものは原則として甲乙の共有とする。ただし，当該成果有体物の帰属について疑義が生じた場合又は第三者との契約等により別途規定がある場合は，甲及び乙が協議の上，その取扱を決定するものとする。

３　研究成果として発明等又は成果有体物が得られた場合の通知及び指定等その取扱に関する協議は研究期間中又は遅くと

も研究期間終了後６ヶ月以内に行うものとする。

（ノウハウの指定及び秘匿）

第18条　前条の規定にかかわらず，研究成果のうち，ノウハウに該当するものについて，甲乙が協議の上，速やかに書面によりノウハウの内容及び帰属を指定し，これを秘密として保持（以下「秘匿」という。）するものとする。秘匿すべき期間は，表記契約項目表11に記載のとおりとする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができるものとする。

（単独所有の本知的財産権）

第19条　甲及び乙は，本共同研究において自己が単独で所有する本知的財産権について単独で出願等を行うときは，当該本知的財産権を自己が単独所有することについて，相手方から事前に書面による確認を得なければならない。

２　甲が単独所有する本知的財産権について，甲が出願等をするときは，甲及び乙は，当該本知的財産権の扱いについて協議するものとする。

（共有の本知的財産権）

第20条　甲及び乙は，甲乙共有の本知的財産権について，出願等をする場合には，出願の内容及び出願国（ＰＣＴ出願においては受理官庁及び指定国）について協議するものとする。

２　甲乙共有となる本知的財産権について甲及び乙が共同で出願等をするときは，甲及び乙は，出願等の前に当該本知的財産

権の扱いについて協議し，共同出願契約を締結するものとする。乙又は乙の関連会社が甲乙共有の当該本知的財産権を実施

する場合は，甲に対する実施料の支払い等について協議するものとする。

３　甲乙共有となる本知的財産権について，乙が甲から甲の持分の譲渡を受けることを希望するときは，甲及び乙は当該譲渡

の条件について協議するものとする。

（研究・教育目的のための研究成果の実施等）

第21条　甲は，第14条及び第18条を遵守の上，自己の研究目的及び教育目的に限り，研究成果を無償にて実施することができるものとする。

２　甲に属する研究成果の創生者は，甲以外の非営利研究機関に異動した場合であっても，第14条及び第18条を遵守の上，自己の研究目的及び教育目的に限り，研究成果を無償にて実施することができるものとする。

３　乙及び乙の関連会社は，第14条及び第18条を遵守の上，自己の研究目的に限り，研究成果を無償にて実施することができるものとする。本知的財産権の商業的な実施については，第19条又は第20条の規定に従うものとする。

４　前三項の規定にかかわらず，プログラム等に関する著作物及び成果有体物の取り扱いについては，第17条第２項第３号及び第４号の規定に従うものとする。

（知的財産権の保全）

第22条　甲及び乙は，甲乙共有の本知的財産権の取得及び維持に関し，第三者から異議申立て，審判，訴訟等を提起された

場合は，当該本知的財産権の取得，維持のため相互に協力するものとする。

２　甲及び乙は，甲乙共有の本知的財産権の実施に関連して，第三者からその権利侵害などを理由として訴訟等を提起された場合には，協議の上対処するものとする。

３　甲及び乙は，甲乙共有の本知的財産権を第三者が侵害した場合には，協議の上対処するものとする。

（輸出管理条項）

第23条　甲及び乙は，本契約の履行に伴い貨物の輸出をする場合又は研究成果等の技術を非居住者等へ提供する場合，外国為替及び外国貿易法（当該法令に対応する諸外国の法令等を含む）に従い必要な手続を行う。

（契約の解約）

第24条　甲は，乙が第８条第１項に規定する研究経費を所定の支払期限までに納付しないときは，本契約を解約することができる。

２　甲及び乙は，次の各号のいずれかに該当し，催告後30日以内に是正されないときは本契約を解約することができるものとする。

1. 相手方が本契約の履行に関し，不正又は不当の行為をしたとき
2. 相手方が本契約に違反したとき

３　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当したときは，何らの催告を要せず，直ちに本契約を解約することができる。

1. 破産手続，民事再生手続，会社更生手続，特別清算手続の適用を受けたとき
2. 銀行取引停止処分を受け，又は支払い停止に陥ったとき
3. 仮差押命令を受け，又は公租公課の滞納処分を受けたとき

（損害賠償）

第25条　甲又は乙は，次の号のいずれかに該当するときには，相手方に損害賠償を請求することができる。

1. 相手方が本契約に違反したことにより，自己が損害を受けたとき
2. 相手方に前条第２項各号の事由が生じたため，前条の解約を行った場合において，自己が損害を受けたとき
3. 相手方の研究担当者又は研究協力者の故意又は過失により，自己が管理する設備等に損害を受けたとき

（共同研究完了又は中止後の措置）

第26条　甲は，本共同研究が完了したとき，又は第12条により中止されたとき，若しくは本契約の解約又は解除により中止されたときは，第11条第２項の規定により乙から受け入れた設備を，研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。

２　本契約に基づき相手方から提供された試料等について，甲又は乙は，本共同研究の完了又は中止後３ヶ月以内に返還又は廃棄の要請を受けたときに限り，相手方の指示に従って，返還又は廃棄するものとする。

３　前二項に規定する設備等の搬出，及び撤去に要する経費は，乙の負担とする。

　（反社会的勢力の排除）

第27条　甲及び乙は，相手方に次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは，何ら催告することなく，相手方に対する書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

1. 相手方又は相手方の役員・従業員が暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，暴力団関係企業，総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ，特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であることが判明したとき，又は相手方が反社会的勢力と密接な関係を有する者（暴力団周辺者や共生者等，反社会的勢力に協力し，又は反社会的勢力を利用する者を含むがこれらに限られない。）であることが判明したとき
2. 相手方又は相手方の役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していることが判明したとき，又は相手方の経営に反社会的勢力が関与していることが判明したとき
3. 相手方から，直接又は第三者を介して，暴力的な要求行為，法的な責任を超えた不当な要求行為，脅迫的な言動又は暴力を用いる行為，その他これらに準ずる行為を受けたとき
4. 相手方から，直接又は第三者を介して，風説を流布され又は偽計若しくは威力を用いられたことにより，信用を毀損され又は業務を妨害されたとき，その他これらに準ずる行為を受けたとき
5. 相手方が反社会的勢力への資金提供を行う等，その活動を助長する行為を行ったことが判明したとき

２　前項による解除権の行使は，解除当事者による相手方への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は，解除権の行使により相手方に生じた損害を賠償する責を負わない。

３　甲及び乙は，自己に第１項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは，相手方に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし，当該債務のすべてを直ちに相手方に弁済しなければならない。

（契約の有効期間）

第28条　本契約の有効期間は，表記契約項目表６に記載の本共同研究の研究期間と同じとする。

２　本契約の失効後も，第９条，第13条から第22条まで及び第25条から第30条の規定は当該条項に規定する期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（準拠法及び裁判管轄）

第29条　本契約の準拠法は日本法とする。本契約に関する紛争については，被告の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第30条　本契約に規定のない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上定めるものとする。

（以下余白）